

役員名簿の記載例

役員名簿

特定非営利活動法人の名称		特定非営利活動法人 ○○○○		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ④理事長などの役職名は備考欄に記載します。 </div>				
役員名	氏名	住所又は居所	報酬の有無	備考
理事	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> ②氏名、住所等は住民票の記載どおりに、マンション名なども略さずにそのまま記載してください。 以下は、間違いやすい例です。 ※「高橋」⇔「高橋」 「川崎」⇔「川崎」 「恵」⇔「恵」 など ※「○丁目△番◇号」⇔「○丁目△番地◇」 「○○番△号」⇔「○○番地の△」など </div>		あり	理事長
理事			なし	副理事長
理事			なし	
監事			なし	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ①役名は法上「理事」「監事」の2種しかありません。ここに入るのは「理事」か「監事」のどちらかです。 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ③役員報酬の有無について記載してください。なお、労働の対価については役員報酬とは考えません。“役員手当（役務の対価ではない）”に相当するものを、役員報酬と考えてください。 </div>		

◇役員は、法第20条の欠格事由に該当しないこと、法第21条による親族規定に反しないことが必要です。

◇親族規定の考え方

役員総数が5人以下のときは、配偶者若しくは三親等以内の親族(以下、親族等といいます。)は入れません。また、役員総数が6人以上のときは、ある役員からみて、1人だけは親族等が入ることができます。

※ 三親等以内の親族

父母、子、祖父母、兄弟姉妹、孫、伯叔父母、甥姪（血族及び姻族とも）

◇役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下であることが必要です。(法第2条第2項第1号ロ)